

第56回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年5月13日（火曜日）
午前10時

場所

和歌山市中島184番地の3
株式会社オークワ
教育研修センター
4階大ホール

議案

第1号議案
剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である
取締役を除く。）8名選任の件

株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日ごろよりオーケワグループの事業活動にご支援を賜りまして、心より厚く御礼を申しあげます。

当社第56回定時株主総会を2025年5月13日(火)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご理解を賜りますようお願い申しあげます。

2025年4月

代表取締役社長 大桑 弘嗣



理念体系

経営理念・経営信条

「商業を通じて地域社会に貢献する」

わが社の成長発展こそがお客様の生活文化の向上を促し、社会への大きな貢献となることを念願し、チェーンストア業界の名門としての地位を永遠に確立する。

私たちを目指すもの～オーケワ経営ビジョン～

「変わらぬ想いで、変わり続けるスーパーマーケット」

環境、社会、経済などの変化に適応し、顧客ニーズに即した便利さとお買い物の楽しさを提供する店舗づくりで、お客様の生活に欠かせない地域の生活インフラとして貢献し続けます。

オーケワの信条

- 1 今日、只今あるすべてに感謝し、お客様並びに取引関係先様から、信頼され親しまれる会社になるよう日常の行動に誠実を尽くす。
- 2 技術革新に基づく合理的経営を行い、商品コストを下げ、常に良い品を安く奉仕させていただけるよう研究努力を行う。
- 3 愛と奉仕と誠実をモットーに商業を通じて地域社会に貢献する。
- 4 一挙に大を望まず、たゆみなき努力の積み重ねによる堅実経営を行い、長期の安定成長を計画し、全社員の福祉と生活向上を実現させる。

証券コード8217
2025年4月25日

株主各位



和歌山市中島185番地の3
株式会社 オーカワ
代表取締役社長 大桑弘嗣

第56回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記のウェブサイトに「第56回定期株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.okawa.net/ir/stocks/memo.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（オーカワ）または証券コード（8217）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後掲の「議決権行使についてのご案内」に従って2025年5月12日（月曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年5月13日（火曜日）午前10時

2. 場 所 和歌山市中島184番地の3

株式会社オーワフ教育研修センター 4階大ホール

3. 目的項目

報告事項

1. 第56期（2024年2月21日から2025年2月20日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2. 第56期（2024年2月21日から2025年2月20日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
3. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」「会社の支配に関する基本方針」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・監査報告の「会計監査人の監査報告書」「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「監査等委員会の監査報告書」

議決権行使についてのご案内

当日ご出席されない場合

●書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2025年5月12日(月曜日)
午後6時到着分まで

●スマート行使およびインターネット等によるご行使



議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしてご行使ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限

2025年5月12日(月曜日)
午後6時行使分まで

当日ご出席される場合

●株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

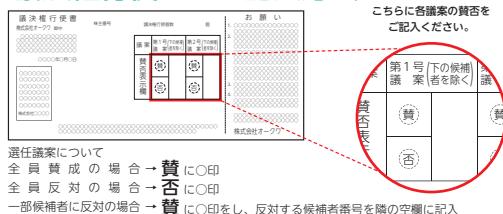
株主総会開催日時

2025年5月13日(火曜日)
午前10時

書面による議決権行使

※通常より郵送に時間要する可能性がございますので、早めにご投函くださいよう、ご協力お願い申しあげます。

●議決権行使書のご記入方法



●議決権行使書用紙を郵送する場合の注意事項について

議案	賛否表示欄
○	○ (賛)
○	○ (否)

左記の例のよう に、議決権行使 書用紙の賛否表 示欄の○(賛・否) の両方に○を記載 してしまった場 合は「無効票」に なってしまいます。
--



議案	賛否表示欄
○	○ (賛)
○	○ (否)

誤って、賛・否
の両方に○を記
載してしまった
場合は、左記の
ように、どちら
か一方を抹消し
てくださいま
す。

～皆様の議決権行使が世界の飢餓と貧困を救う活動につながります～

当社では「スマート行使（はがきでの返送以外の電磁的行為）」により削減される郵送費の一部を「国連WFP」の飢餓と貧困を救う活動にお役立てさせていただいております。

株主の皆様の議決権行使が、世界の飢餓と貧困を救う活動につながる「スマート行使」を是非ご利用ください。

＜スマート行使による寄付額＞ 2024年5月 487,184円

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年5月12日(月曜日)午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取ります。
- ② 株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- ③ スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

機関投資家の皆様へ

あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご注意事項

- 一度議決権を使用した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を使用された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等によって複数回議決権を使用された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとして位置づけ、安定配当の維持を基本としながら、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり期末配当及び、その他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき13円、総額542,659,780円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月14日

その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目及びその金額

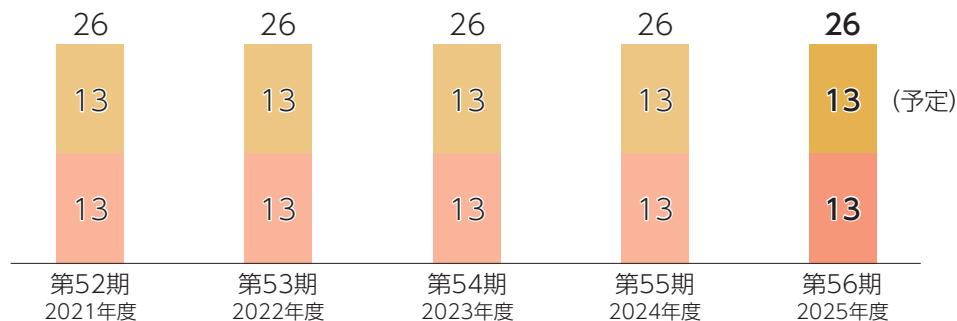
繰越利益剰余金 6,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 6,000,000,000円

ご参考 1株当たり配当金(円)の推移

■ 中間 ■ 期末



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	大桑 弘嗣 (満55歳)	男性	代表取締役 社長	92.9% (13回／14回)
2	再任	武田 庸司 (満60歳)	男性	取締役	100% (14回／14回)
3	再任	東川 浩三 (満62歳)	男性	取締役	100% (14回／14回)
4	再任	大桑 執嗣 (満83歳)	男性	取締役	100% (14回／14回)
5	再任	大桑 祥嗣 (満78歳)	男性	取締役	92.9% (13回／14回)
6	再任	大桑 啓嗣 (満76歳)	男性	取締役	100% (14回／14回)
7	再任	大桑 俊男 (満73歳)	男性	取締役	100% (14回／14回)
8	再任	木田 理恵 (満55歳)	社外 独立	女性	取締役 100% (10回／10回)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号 1 おお くわ
大桑 弘嗣 ひろ つぐ

■生年月日 1970年4月23日生
■所有する当社株式の数 568,300株

再任
男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年12月	当社入社	2013年5月	当社取締役執行役員食品事業部長
2002年8月	当社箕島店ストアマネージャー	2014年2月	当社取締役執行役員食品本部長
2004年2月	当社食品事業部水産シニアバイヤー	2016年2月	当社常務取締役執行役員人事総務本部長
2006年2月	当社開発本部次長	2019年2月	当社専務取締役執行役員営業本部長
2007年9月	当社財務部次長	2020年2月	当社代表取締役副社長兼営業本部長
2010年2月	当社業務改革室ゼネラルマネージャー	2021年2月	当社代表取締役社長兼営業本部長
2013年1月	当社食品事業部長	2022年2月	当社代表取締役社長（現任）
2013年2月	当社執行役員食品事業部長		

重要な兼職の状況

(株)オーフフーズ代表取締役会長
日本流通産業(株)代表取締役社長
(株)サンライズ代表取締役会長

取締役候補者とした理由

大桑弘嗣氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役就任以降は食品本部長、人事総務本部長、営業本部長を歴任するなど、経営の重要な事項の意思決定や業務執行の監督の役割を期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 2 たけ だ
武田 庸司 よう じ

■生年月日 1964年9月17日生
■所有する当社株式の数 12,900株

再任
男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月	当社入社	2019年6月	当社取締役執行役員食品事業部長兼品質管理室長
2011年4月	当社プライスカット業態部長	2022年2月	当社常務取締役執行役員営業本部長兼食品事業部長
2012年10月	当社スーパーセンター業態部長	2022年5月	当社取締役常務執行役員営業本部長兼食品事業部長
2013年2月	当社大阪・兵庫販売部長	2024年5月	当社取締役専務執行役員営業本部長兼食品事業部長
2015年2月	当社執行役員大阪・兵庫・奈良販売部長	2025年2月	当社取締役専務執行役員営業本部長兼販売事業部長（現任）
2016年2月	当社執行役員販売本部長兼業務改革室長		
2016年5月	当社取締役執行役員販売本部長兼業務改革室長		

取締役候補者とした理由

武田庸司氏は、当社の店舗経営及び店舗運営における長年の経験と、業態の確立並びに店舗運営改革を執行した行動力で、今後の当社業績の向上に寄与するとともに、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 3 東川 浩三

生年月日 1962年8月20日生
所有する当社株式の数 11,600株

再任
男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	住友信託銀行(株) (現三井住友信託銀行(株)) 入社	2017年6月	当社入社管理本部副本部長
2012年10月	同行二子玉川コンサルティングオフィス 営業部長	2018年2月	当社管理本部長
2015年10月	同行熊本支店長	2018年5月	当社常務取締役執行役員管理本部長兼IR室長

取締役候補者とした理由

東川浩三氏は、前職において培った金融、経済全般にわたる高い見識を有し、経理財務、情報管理部門等における業務実績から、当社の企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 4 大桑 埞嗣

生年月日 1942年3月1日生
所有する当社株式の数 3,005,000株

再任
男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年3月	(有)主婦の店新宮店入社	1998年5月	当社代表取締役会長
1969年2月	当社常務取締役	2008年5月	当社代表取締役会長兼CEO
1984年11月	当社取締役副社長	2020年2月	当社取締役会長
1989年5月	当社代表取締役社長	2022年5月	当社取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

大桑壇嗣氏は、長年にわたり当社の経営に携わっており、その豊富な知見とリーダーシップにより当社の企業価値の向上とガバナンス強化に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 5 大桑 祥嗣

生年月日 1946年12月6日生
所有する当社株式の数 208,900株

再任
男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年2月	当社監査役	1998年5月	当社取締役副会長
1974年5月	当社取締役	2003年2月	当社取締役 (現任)
1987年5月	当社専務取締役南紀販売事業部長		

取締役候補者とした理由

大桑祥嗣氏は、経営全般にわたる高い見識が当社の経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 6 大桑 啓嗣
おおくわ けいじ

生年月日 1949年2月18日生
所有する当社株式の数 1,219,100株

再任
男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年3月	当社入社	1998年5月	当社代表取締役社長
1980年5月	当社取締役	2008年5月	当社取締役副会長
1987年5月	当社専務取締役	2011年5月	当社取締役（現任）
1992年2月	当社取締役副社長		

重要な兼職の状況

(株)オー・エンターテイメント代表取締役会長

取締役候補者とした理由

大桑啓嗣氏は、1998年から当社代表取締役社長を務めるなど、当社並びに当社グループ会社での企業経営者としての豊富な経験と高い見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 7 大桑 俊男
おおくわ としのぶ

生年月日 1951年6月10日生
所有する当社株式の数 1,213,000株

再任
男性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年2月	当社入社	2014年5月	当社取締役副会長執行役員人事総務本部長兼開発本部長
1980年5月	当社取締役サンレディ事業部長	2015年2月	当社取締役副会長執行役員人事総務本部長
1984年2月	当社取締役専門店事業部長	2015年5月	当社取締役副会長執行役員人事総務本部長兼経営戦略室長
1986年7月	当社取締役専門店事業本部長	2016年2月	当社取締役副会長執行役員経営戦略室長
1991年2月	当社取締役退任	2019年2月	当社取締役（現任）
1994年5月	当社取締役		
2012年10月	当社取締役会長補佐（グループ経営改革管掌）		
2013年11月	当社取締役執行役員会長補佐人事総務本部長（グループ経営改革管掌）		

重要な兼職の状況

(株)パーティハウス代表取締役会長

取締役候補者とした理由

大桑俊男氏は、当社での企業経営者としての豊富な経験と高い見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 8 木田 理恵

生年月日 1969年5月27日生
所有する当社株式の数 0株
社外取締役在任年数 1年

再任
女性
社外
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	(株)ルイ・ジタン入社	2010年8月	同社内に「女ゴコロマーケティング研究所」創設所長に就任
1991年4月	(株)レスコフォーメイション入社	2013年4月	(株)女ゴコロマーケティング研究所設立 代表取締役に就任 (現任)
2000年10月	(株)イディ入社	2020年6月	グンゼ(株)社外取締役 (現任)
2003年4月	(株)ハー・ストーリー入社	2024年5月	当社社外取締役 (現任)
2005年4月	同社 チーフプロデューサーに就任		
2009年11月	(株)レスコフォーメイション入社 常務取締役に就任		

重要な兼職の状況

(株)女ゴコロマーケティング研究所代表取締役
グンゼ(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

木田理恵氏は、女性の価値観や購買行動に関する研究に携わり、女性向け商品の開発や集客、販売促進といったコンサルタントを行っております。また、女性活躍推進においても、豊富な経験と高い見識が当社の経営に活かされることができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

なお、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定にあたり、客観的・中立的な立場で関与をいただく予定です。

- (注) 1. 取締役候補者大桑弘嗣氏は、(株)オークフーズの代表取締役会長を兼務し、当社は同社へ不動産の賃貸、資金の貸付並びに同社の債務保証をいたしております。
2. 取締役候補者大桑弘嗣氏は、日本流通産業(株)の代表取締役社長を兼務し、当社は同社より商品の仕入れをいたしております。
3. 取締役候補者大桑弘嗣氏は、(株)サンライズの代表取締役会長を兼務し、当社は同社より商品の仕入れ、資金の貸付並びに同社の債務保証をいたしております。
4. 取締役候補者大桑啓嗣氏は、(株)オー・エンターテイメント代表取締役会長を兼務し、当社は同社へ不動産の賃貸をいたしております。
5. 取締役候補者大桑俊男氏は、(株)パーティハウスの代表取締役会長を兼務し、当社は同社へ不動産及び設備の賃貸並びに同社の債務保証をいたしております。
6. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
7. 当社は、取締役候補者大桑培嗣氏、大桑祥嗣氏、大桑啓嗣氏、大桑俊男氏及び木田理恵氏との間で、定款第29条に基づき、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決され、各氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の第3項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険(D&O保険) 契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
9. 木田理恵氏は、社外取締役候補者であります。
10. 木田理恵氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性判断基準として採用しております。

ご参考 第2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	社外 役員	独立 役員	指名報酬 委員会	サステ ナビリ ティ 推進 委員会	主な専門性									
						企業 経営	事業 運営	営業/ マーケ ティング	生産	財務/ 会計	人事/ コンプライ アンス	IT	ガバナンス/ 監査	学識 経験	サステ ナビリ ティ
大桑 弘嗣	代表取締役 社長			●	●	○		○			○				○
武田 庸司	取締役 専務執行役員				●		○	○	○						
東川 浩三	取締役 常務執行役員			●	●		○			○		○			
大桑 埞嗣	取締役					○		○							
大桑 祥嗣	取締役					○	○								
大桑 啓嗣	取締役					○		○							
大桑 俊男	取締役					○	○								
木田 理恵	社外取締役	●	●	●	●	○		○							
池崎 好彦	取締役 常勤監査等委員				●						○		○		
岡本 一郎	社外取締役 監査等委員	●	●	●	●					○			○		
栗生 建次	社外取締役 監査等委員	●	●	●						○			○		
八島 妙子	社外取締役 監査等委員	●	●		●							○		○	

(注) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表するものではありません。

事業報告 (2024年2月21日から2025年2月20日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、ウクライナ情勢や中国などの地政学リスクは継続しており、資源価格の高騰や円安の進行などに伴い原材料費やエネルギーコストの上昇等は依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましても、継続する商品の値上げは消費者の買い控えや節約志向を強め、人件費をはじめとした各種コストの増加や業態の垣根を越えた企業間の競争が加速するなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況下において、当社は、年度スローガンを『小さな気づきを行動に移そうみんなで変えるより良い売場』とし、従業員一人ひとりが「より良いお店のために」を共通の行動目標とするとともに、多様化するお客様ニーズへの対応等、変化するライフスタイルに対応できる商品・サービスの提供に取り組んでまいりました。また、「業態の再構築」、「オーワープラントの商品開発拡大」を継続した上で、「マーケティング戦略の構築」、「店舗生産性の向上」、「業務革新によるコスト削減具現化」、「人的資本価値の最大化」、「サステナビリティ経営の深耕」にも注力してまいりました。

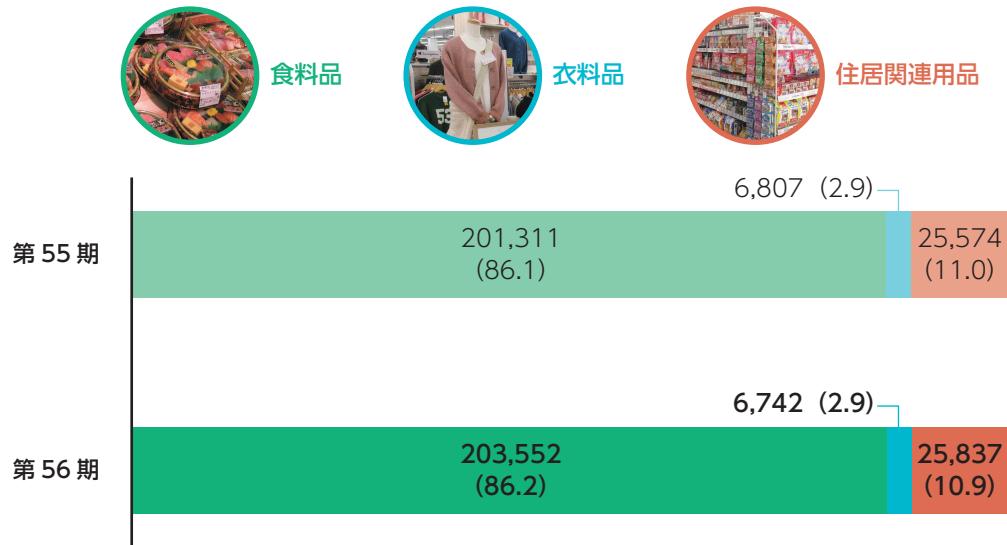
新規出店につきましては、7月に「スーパーセンター知多店」(愛知県知多市)、「西和店」(奈良県北葛城郡河合町)、12月に「富田林旭ヶ丘店」(大阪府富田林市)の計3店舗をオープンいたしました。このほか、9月には当社初のデリカ&ベーカリー専門店「ANDDELICA谷町店」(大阪市中央区)、12月にはギフト・酒専門店「あつた小町by Pare Marche」(名古屋市熱田区)をオープンいたしました。

これらの結果、当期の営業収益は2,486億36百万円(前期比1.1%増)、経常利益13億41百万円(前期比55.1%減)、当期純損失は24億11百万円となりました。

次に商品部門別の売上高の概要ですが、直営売上高は2,361億32百万円(前期比1.0%増)となりました。

商品売上高の推移

単位：百万円（ ）内は構成比 ※百万円未満切り捨て



(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は97億14百万円であり、「スーパーセンター知多店」、「西大和店」等の新設、翌期以降新設の店舗建設、既存店改装などに投資いたしました。

(3) 資金調達の状況

必要な資金は、自己資金及び借入金等により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、エネルギー価格や原材料高騰による物価上昇や最低賃金の引き上げに伴い、雇用環境は厳しい状況が続くことが想定されます。賃金上昇による消費の活性化が期待されるものの、業界の垣根を越えた競争の激化と高齢化・世帯人数の減少等の社会構造の変化と物価高の影響から、先行き不透明な厳しい経営環境が想定されます。

このようななか、当社は当期スローガンである『小さな気づきを行動に移そうみんなで変えるより良い売場』を次期も継続いたします。従業員一人ひとりが、「より良いお店のために」を共通の行動目標と再確認し、多様化するお客様ニーズへの対応、食の安全安心、豊かな生活を消費者にお届けすることを基本姿勢とし、変化するライフスタイルに対応できる商品・サービスの提供に引き続き取り組み、地域社会への貢献、持続的な成長に向け、競争力と収益力の向上に努めてまいります。

また、環境保全活動の一環として「脱炭素」、「脱プラスチック」、「フードロス」等への取り組みを強化し、サステナビリティ経営の推進と既存店活性化のため、改装等により新たな店舗レイアウトを展開し、併せて店舗作業の効率改善に向けたDX(デジタルトランスフォーメーション)活用をすすめ、店舗設備投資、業務革新、システム投資に取り組んでまいります。

引き続き、「変わらぬ想いで、変わり続けるスーパーマーケット」の具現化を目指し、重点課題である、「業態の再構築」、「店舗の生産性の向上」、「オーフワブランドの商品開発拡大」、「マーケティング戦略の構築」、「業務革新によるコスト削減具現化」、「人的資本価値の最大化」、「サステナビリティ経営の深耕」に対する取り組みにより一層注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申しあげます。

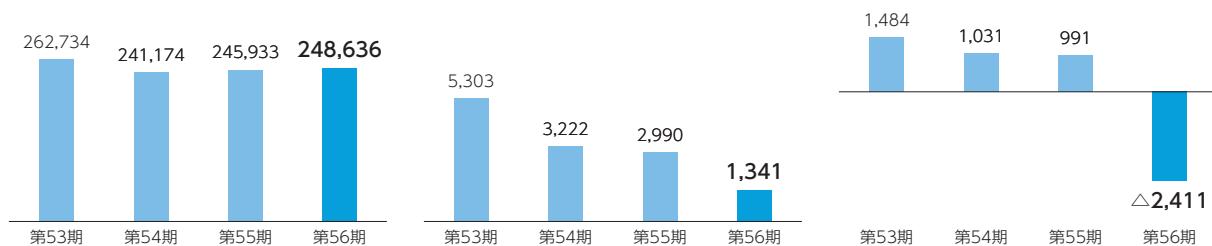
(注) 当社グループのサステナビリティの取り組みの詳細につきましては、
当社ウェブサイト (<https://www.okuwa.net/eco/>) よりご覧いただけます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

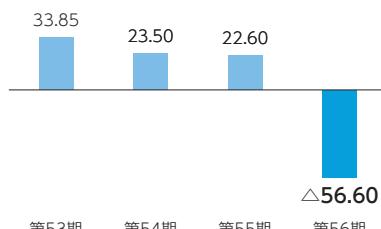
区分	期 別	第 53 期 (2021年2月21日から 2022年2月20日まで)	第 54 期 (2022年2月21日から 2023年2月20日まで)	第 55 期 (2023年2月21日から 2024年2月20日まで)	第56期(当期) (2024年2月21日から 2025年2月20日まで)
営業収益(百万円)		262,734	241,174	245,933	248,636
経常利益(百万円)		5,303	3,222	2,990	1,341
当期純利益又は 当期純損失(△)		1,484	1,031	991	△2,411
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		33円85銭	23円50銭	22円60銭	△56円60銭
総資産(百万円)		132,766	132,356	131,513	126,533
純資産(百万円)		77,672	77,786	77,798	72,560
1株当たり純資産		1,770円28銭	1,772円06銭	1,771円62銭	1,737円35銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第54期の期首から適用しており、第54期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

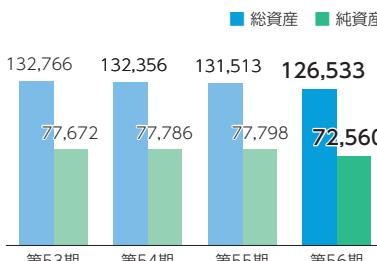
営業収益 経常利益 当期純利益 単位：百万円



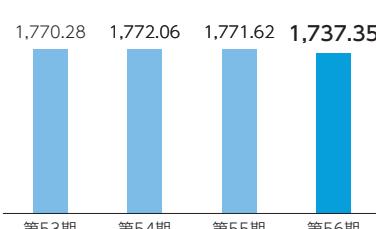
1株当たり当期純利益 単位：円



総資産／純資産 単位：百万円



1株当たり純資産 単位：円



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

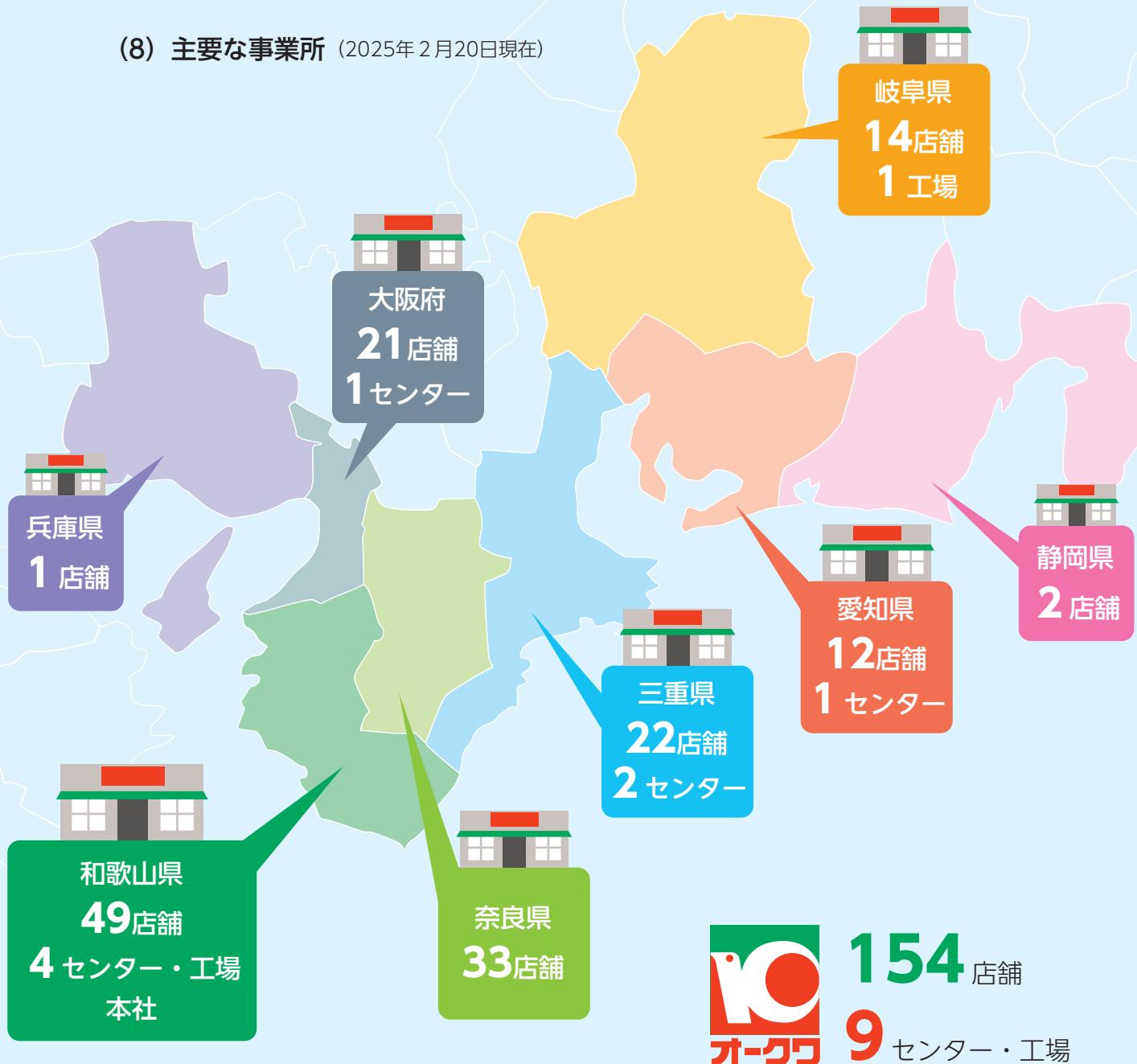
会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株) オ 一 ク フ 一 ズ	10	100.0	外 食 事 業
(株) リテールバックオフィスサポート	10	100.0	施設管理業務の受託
(株) サ ン ラ イ ズ	90	50.0	農産物等の加工及び配送業務

- ③ 企業結合の成果
当連結会計年度の営業収益は2,501億50百万円（前期比1.1%増）、経常利益は14億42百万円（前期比53.5%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は23億81百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益10億円）となりました。
- ④ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年2月20日現在)

当社は生鮮食品・加工食品等の食料品と衣料品並びに日用雑貨・薬品等の住居関連用品の小売業を主要業務としております。

(8) 主要な事業所 (2025年2月20日現在)



(9) 従業員の状況 (2025年2月20日現在)

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,489名	△25名	49.2歳	19.8年
女性	498名	+5名	40.3歳	12.0年
合計または平均	1,987名	△20名	47.0歳	17.9年

(注) 1. 上記従業員数には、関係会社等への出向社員12名は含んでおりません。

2. 上記従業員のほかに、パートタイム8,500名（1日8時間換算による年間の平均人員）を雇用しております。

(10) 主要な借入先 (2025年2月20日現在)

借入先									借入金残高(百万円)
三井住友信託銀行株式会社									6,597
株式会社三陽銀行									4,773
株式会社三菱UFJ銀行									3,255
農林中金庫									2,371

2 会社の株式に関する事項 (2025年2月20日現在)

(1) 発行可能株式総数

159,605,000株

(2) 発行済株式の総数

41,937,297株（うち、自己株式 194,237株）

(3) 株主数

15,633名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
オーワクワ共栄会	3,413	8.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,129	7.50
大桑壇嗣	3,005	7.20
三井住友信託銀行株式会社	1,611	3.86
BermudaAssetment株式会社	1,553	3.72
株式会社紀陽銀行	1,525	3.65
公益財団法人大桑教育文化振興財団	1,520	3.64
大桑啓嗣	1,219	2.92
大桑俊男	1,213	2.91
オーワクワ社員持株会	833	2.00

(注) 持株比率は、自己株式(194,237株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- 取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

株 式 数	交付対象者
9,400株	3名
—	—
—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式2,168,000株を取得しました。また、会社法第178条に基づき取得した自己株式の全数を含む3,300,000株の消却を行いました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2013年第1回 新株予約権	2014年第2回 新株予約権	2015年第3回 新株予約権
発 行 決 議 曰	2013年5月17日	2014年5月16日	2015年5月15日
区 分	取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)
保 有 者 数	3名	3名	3名
新 株 予 約 権 の 数	44個	37個	31個
新株予約権の目的となる株式の数	4,400株	3,700株	3,100株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	(別記1)	(別記1)	(別記1)
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権 利 行 使 期 間	2013年6月13日から 2053年6月12日まで	2014年6月13日から 2054年6月12日まで	2015年6月13日から 2055年6月12日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 条 件	(別記2)	(別記2)	(別記2)

	2016年第4回 新株予約権	2017年第5回 新株予約権	2018年第6回 新株予約権
発 行 決 議 曰	2016年5月18日	2017年5月17日	2018年5月16日
区 分	取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)
保 有 者 数	4名	4名	5名
新 株 予 約 権 の 数	39個	35個	50個
新株予約権の目的となる株式の数	3,900株	3,500株	5,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	(別記1)	(別記1)	(別記1)
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権 利 行 使 期 間	2016年6月14日から 2056年6月13日まで	2017年6月13日から 2057年6月12日まで	2018年6月12日から 2058年6月11日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 条 件	(別記2)	(別記2)	(別記2)

	2019年第7回 新株予約権	2020年第8回 新株予約権	2021年第9回 新株予約権
発行決議日 区分	2019年5月15日 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	2020年5月14日 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	2021年5月13日 取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)
保有者数	4名	4名	4名
新株予約権の数	48個	37個	47個
新株予約権の目的となる株式の数	4,800株	3,700株	4,700株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	(別記1)	(別記1)	(別記1)
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2019年6月11日から 2059年6月10日まで	2020年6月11日から 2060年6月10日まで	2021年6月10日から 2061年6月9日まで
新株予約権の行使条件	(別記2)	(別記2)	(別記2)

(別記1)

新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(別記2)

新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約書に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は相続承継人となることができない。
 - イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ハ. 相続承継人は、新株予約権の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他新株予約権の一切の処分を行うことができない。

4 会社役員に関する事項 (2025年2月20日現在)

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 桑 弘 嗣	(株)オークフーズ代表取締役会長 日本流通産業(株)代表取締役社長 (株)サンライズ代表取締役会長
取 締 役	武 田 庸 司	専務執行役員営業本部長兼食品事業部長
取 締 役	東 川 浩 三	常務執行役員管理本部長兼IR室長
取 締 役	大 桑 埼 嗣	
取 締 役	大 桑 祥 嗣	
取 締 役	大 桑 啓 嗣	(株)オーラ・エンターテイメント代表取締役会長
取 締 役	大 桑 俊 男	(株)パーティハウス代表取締役会長
取 締 役	木 田 理 恵	(株)女ゴコロマーケティング研究所代表取締役 グンゼ(株)社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	池 崎 好 彦	
取 締 役 (監査等委員)	岡 本 一 郎	税理士
取 締 役 (監査等委員)	栗 生 建 次	
取 締 役 (監査等委員)	八 島 妙 子	東京医療保健大学副学長兼和歌山看護学部長

- (注) 1. 取締役のうち木田理恵、岡本一郎、栗生建次及び八島妙子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤の社内に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等へ出席することや、内部監査部門と密接に連携することにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、当社は常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役木田理恵、岡本一郎、栗生建次及び八島妙子の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
4. 監査等委員岡本一郎氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員栗生建次氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2024年5月15日開催の第55回定時株主総会において、木田理恵氏は、取締役に新たに選任され就任いたしました。
7. 取締役高野晋造氏は、2024年5月15日開催の第55回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

8. 当事業年度中の取締役の異動は次の通りです。

氏名	異動後の地位、担当及び 重要な兼職の状況	異動前の地位、担当及び 重要な兼職の状況	異動日
武田庸司	取締役専務執行役員営業本部長 兼食品事業部長	取締役常務執行役員営業本部長 兼食品事業部長	2024年5月15日

9. 当事業年度末日後に生じた取締役の異動は次の通りです。

氏名	異動後の地位、担当及び 重要な兼職の状況	異動前の地位、担当及び 重要な兼職の状況	異動日
武田庸司	取締役専務執行役員営業本部長 兼販売事業部長	取締役専務執行役員営業本部長 兼食品事業部長	2025年2月21日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員である取締役との間に、同法第423条第1項の責任について、法令の定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は次のとおりです。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とするることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬は、月額固定報酬及び業績連動報酬(役員賞与)及び譲渡制限付株式報酬により構成し、非常勤取締役及び監査等委員である取締役については、月額固定報酬のみを支払うこととする。

2.月額固定報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

当社の取締役の月額固定報酬は、その役位、職責、在任年数等に応じて、同業他社水準、当社業績、従業員給与の最高額を考慮の上、総合的に勘案し決定するものとする。

3.業績連動報酬(役員賞与)ならびに譲渡制限付株式報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬(役員賞与)は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を役員賞与として、決算確定後、一定の時期に支給する。また、目標となる業績指標とその値については、指名報酬委員会への諮問を経て、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うこととする。なお、役員賞与配分基準については、連結営業収益比当期純利益率を基礎数値とし、支給月数実績、連結ROE、営業収益予算達成率に基づき算出する。

譲渡制限付株式報酬額と固定報酬額（年間）の割合はおよそ1:9を基準とし、役位及び職責等を考慮の上、指名報酬委員会の諮問を経て取締役会にて決定し、当社株式を毎年、株主総会後に付与する。

4.月額固定報酬及び役員賞与の額の取締役の個人別の割合の決定に関する方針

役員賞与に関しては、上位の役位ほどまた、達成度合いにより、割合は変動するが、月額固定報酬(年間):役員賞与の割合は、おおむね7:3～10:0とする。

5.取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定する。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員会において決定する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年5月12日開催の第53回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は2022年5月12日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年5月12日開催の第53回定時株主総会において当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役等の非業務執行取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式として年額100百万円以内とし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年100,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役等の非業務執行取締役を除く。）の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役会は、個人別の報酬額について、指名報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区分	支給 人数	報酬等の種類別の総額(百万円)			計	摘要	要
		基本 報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等			
取締役（監査等委員を除く。）	8名	65	—	8	74	(うち社外取締役1名4百万円)	
取締役（監査等委員）	5名	19	—	—	19	(うち社外取締役4名11百万円)	
合 計	13名	85	—	8	94		

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 期末日現在の監査等委員である取締役を除く取締役は8名、監査等委員である取締役は4名であります。
 3. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員である取締役、社外取締役等の非業務執行取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与しております。譲渡制限付株式の内容及びその付与状況は、「2 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

（5）社外役員に関する事項

①社外取締役の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき重要な事項はありません。

②社外取締役の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取 締 役	木田 理恵	2024年5月の就任後、10回開催した取締役会全てに出席、また、3回開催したコンプライアンス委員会全てに出席し、女性活躍推進分野での豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映いただくとともに、客観的かつ中立的な立場からの発言を行っております。
取締役（監査等委員）	岡本 一郎	当期開催の取締役会14回全てに出席、4回開催されたコンプライアンス委員会のうち3回出席、また、監査等委員会20回全てに出席し、期待される役割に基づき税理士として専門的な知識と高い見識から、客観的かつ中立的な立場からの発言等を行っております。
取締役（監査等委員）	栗生 建次	当期開催の取締役会14回全てに出席、また、監査等委員会20回全てに出席し、期待される役割に基づき長年の金融機関や地元経済界における業務経験で培った幅広い見識からの発言等を行っております。
取締役（監査等委員）	八島 妙子	当期開催の取締役会14回全てに出席、また、監査等委員会20回全てに出席し、期待される役割に基づき大学教授としての豊富な経験と幅広い知見からの発言等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	35百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬について、監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかの必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要

当社は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり定めております。なお、本基本方針は、適宜見直し要否を検討し、必要に応じて改定決議を行い、内部統制の充実を図り、より健全性の高い経営・事業運営を進めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の経営上の重要事項は、法令、定款および取締役会規則に基づき、毎月開催される定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に付議されております。
- ② 社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置しております。「コンプライアンス委員会」は、企業活動の中で起こりうる様々な経営リスクを回避し、内部統制・リスク管理体制・内部監査体制に関する事項を審議し、決定する機能を果たします。
- ③ コンプライアンスの強化として、法令遵守と企業倫理の確立のため、社長を議長とし、外部からは弁護士を委員のメンバーとして加えた「オーフワ倫理委員会」を有し、「倫理委員会運営規程」と「オーフワ倫理ホットライン」制度を活用し、すべての従業員が業務を適正かつ適法に遂行できる企業環境を整えております。
- ④ 社内には、内部監査室を社長直属の組織として設置しており、抜打ち的に業務監査等を行い、通常の業務において法令遵守がなされているかのチェック機能を果たしております。なお、監査報告書は、監査等委員会及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）を経由し社長に報告され、指摘事項については、速やかに改善できる体制を整えています。
- ⑤ コンプライアンスに対応した当社の具体的な取り組みの主なものは以下のとおりです。
 - ・公益通報者保護法に関しては、「内部通報規程」を制定しており、通報者に対して不当な扱いの無いように、法の主旨を遵守し、不当・不正に関して監視する体制を整えております。
 - ・個人情報保護法に関しては、「個人情報管理委員会」を設置し、「情報管理規程」にて情報管理体制を構築し、従業員には「個人情報保護ポケットマニュアル」を配布し、周知徹底を図っております。
 - ・独占禁止法については、取引業者との間で「従業員の応援についての基本覚書」を締結し、公正な取引を行うように周知徹底を図っております。
 - ・インサイダー防止については、「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規程」により法令遵守体制の構築を図っております。
- ⑥ 当社では、さらに法令遵守を強化するために、現在ある規程と体制を見直し、整備を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「職務分掌規則」及び「文書等管理規則」に基づき、決裁書等の重要文書は、業務を所管する部署が保管し、適宜、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会及び内部監査室が確認・閲覧できる体制を敷いています。
- ② 内部監査室は保存文書の監査を行い、是正や改善の必要がある場合、所管部署が対策を講じる体制を敷いています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンスに関しては、「コンプライアンス委員会」及び「オーケワ倫理ホットライン」を設置し、違法・不正の早期発見と未然防止、発生の抑制により、リスク回避に寄与する体制をとっています。
- ② 当社の重要な投資案件（特に新規出店案件）については、取締役を含めた複数のメンバーによる現地調査、審議・検討をした上で、取締役会において決定することにしております。
さらに、新店開店後の業績については経営会議で検証を行っております。
- ③ 天災、その他の危機管理体制については、「緊急対策マニュアル」を従業員に配布し、発生時の対応、ルールを徹底し、緊急時の情報通信連絡網により即座に経営トップをはじめ、各取締役等の経営幹部に情報の伝達・報告・指示を行える体制をとっています。
また、地震、津波等の天災対策としては、全社的防災教育及び年4回の想定訓練を企画・実施しております。
- ④ 日常的に発生する各店舗の事件・事故等には、「事件・事故報告」等の社内グループウェアにより、迅速に対応・解決ができる体制をとっています。
- ⑤ 今後の取り組みとしては、現在ある規程・システムをより充実し、改善を加えて、新たな取り組みも含め、危機管理体制を強化します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務を効率的に実行するために、組織の整備とその組織に係わる「組織ならびに職務分掌規則」「職務権限規則」「個別職務権限基準表」等を定め、効率よく取締役の職務執行が行える体制を整えております。
- ② 当社では、定例の取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項に対して迅速に対応できるような体制とともに、代表取締役を含めた取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役（常勤）と各組織の幹部による経営会議を毎週1回開催し、週ごとの販売実績や計画状況の確認と、業務全般に関する取り組み事項について報告がなされ、効率的な業務推進を図っております。
- ③ 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会のガバナンス機能強化と経営意思決定の迅速化、さらに業務執行機能の強化を図っております。
- ④ 当社では、取締役の職務がより迅速に執行できるよう、また危機管理も踏まえ、「取締役会の書面決議と電磁的記録による承認」を行える体制を整えております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社には、子会社を管理する窓口として、グループ会社管理課を設置しており、適宜指導監督する体制を整えております。
- ② 当社は、子会社と年に2回（原則3月と9月）経営方針並びに決算内容、予算執行状況等の重要な案件に関する件について、代表取締役が出席する会議を開催し、意見交換と指導を行っております。
- ③ 当社の監査等委員である取締役及び子会社の監査役が年に2回（原則4月と10月）子会社の業務執行状況につき情報交換する場を設け、指導監督する体制を整えております。
- ④ 子会社のコンプライアンスに関しては、当社の「オーケワ倫理ホットライン」と同様の体制を整っております。
- ⑤ 子会社の内部監査については、当社のグループ会社管理課及び内部監査室が監査ができる体制となっております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

- ① 監査等委員会の職務を補助する使用人については、必要に応じて専任の担当者を配置します。
- ② その専任者の人事については、独立性を確保するために監査等委員会の意見を参考にし、かつ専任者の人事評価、人事異動及び懲戒処分には監査等委員会の承認が必要である体制を整えます。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の毎週行う経営会議には、監査等委員である取締役（常勤）が出席し、各部署の業務、各店舗の状況についての報告を各取締役（監査等委員である取締役を除く。）、各担当幹部から受けております。
- ② 当社の内部監査室の監査報告書は、必ず監査等委員会に報告の後、監査等委員会の意見・要望を記載し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）を経由し、社長に報告することとなっています。
- ③ 当社は、その他重要事項に関しては、監査等委員会にその都度報告することとし、監査等委員会の求める報告体制の整備を行います。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めます。
- ② 監査等委員である取締役及び監査等委員会は、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員と適宜会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換し、当社の経営に反映できる体制を整えています。

(9) 財務報告に係る内部統制報告制度への対応

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を通じて内部統制システムの構築及び運用を行っております。
- ② 当社及び子会社における財務報告に係る内部統制の評価を独立的、客観的に行うため当社の内部監査室に評価者を配置しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との関わりを一切持ちません。万が一、当社がこのような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、組織的に毅然とした態度で対応します。

また、当社は「倫理委員会運営規程」において、社会通念上の常識や倫理に照らして、正しい経営を推進する旨を定め、役員及び従業員が日々の企業行動において遵守するよう徹底します。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

① コンプライアンス

コンプライアンス委員会を年4回開催し意識の向上と不正行為の防止を図るとともに内部通報制度も制定、施行しており、社会通念上の常識や倫理に照らして正しい経営の推進を図っております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためコンプライアンス課を設置しており、「リスク管理規程」に基づきリスクの把握・評価・対策等によるリスク管理を継続的に行っております。

また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては取締役会を通じ報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の支配に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、当社の企業価値を損なうような買収行為に対しては、株主の皆様の共同の利益を確保するため必要かつ適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

(注) 本事業報告に記載された金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については四捨五入しております。

貸借対照表

(2025年2月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	30,264
現金及び預金	11,043
売掛金	6,673
商品及び製品	10,587
前渡金	24
短期貸付金	850
未収入金	1,243
立替金	0
その他	64
貸倒引当金	△222
固定資産	96,269
有形固定資産	78,984
建物	41,890
構築物	2,295
機械及び装置	1,213
車両運搬具	4
工具、器具及び備品	3,532
土地	28,657
リース資産	424
建設仮勘定	967
無形固定資産	3,609
借地権	2,169
ソフトウェア	1,202
その他	238
投資その他の資産	13,675
投資有価証券	2,459
関係会社株式	183
長期前払費用	366
繰延税金資産	2,157
前払年金費用	2,500
投資不動産	96
差入保証金	5,770
店舗賃借仮勘定	49
その他	96
貸倒引当金	△4
資産合計	126,533

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	34,833
買掛金	13,124
短期借入金	4,850
1年内返済予定の長期借入金	3,622
リース債務	192
未払金	5,563
未払費用	1,832
未払法人税等	251
未払消費税等	380
預り金	600
設備関係電子記録債務	731
返金負債	1,330
契約負債	1,957
その他	396
固定負債	19,139
長期借入金	12,992
リース債務	235
預り保証金	2,612
資産除去債務	3,217
その他	83
負債合計	53,973
純資産の部	
株主資本	71,825
資本金	14,117
資本剰余金	14,027
資本準備金	14,027
利益剰余金	43,879
利益準備金	1,314
その他利益剰余金	42,564
圧縮記帳積立金	976
別途積立金	44,300
繰越利益剰余金	△2,711
自己株式	△199
評価・換算差額等	696
その他有価証券評価差額金	696
新株予約権	38
純資産合計	72,560
負債純資産合計	126,533

損益計算書

(2024年2月21日から2025年2月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
[営業収益]	
売上高	[248,636]
売上原価	236,132
売上総利益	172,336
営業収入	63,795
不動産賃貸収入	4,067
その他の営業収入	8,436
営業総利益	12,504
販売費及び一般管理費	76,299
営業利益	75,102
営業外収益	1,197
受取利息及び配当金	123
リサイクル材売却収入	50
その他	113
	286
営業外費用	
支払利息	119
その他	23
経常利益	142
特別利益	1,341
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	68
その他	7
	76
特別損失	
固定資産売却損	5
固定資産除却損	39
減損損失	3,918
賃貸借契約解約損	52
その他	23
税引前当期純損失	4,039
法人税、住民税及び事業税	299
法人税等調整額	△508
当期純損失	△209
	2,411

(注) []の営業収益は、売上高と営業収入の合計額であります。

株主資本等変動計算書

(2024年2月21日から2025年2月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
当期首残高	14,117	14,027	976	15,003	1,314	1,004	44,300	3,208	49,827
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,121	△1,121
当期純損失（△）								△2,411	△2,411
自己株式の取得									
自己株式の処分			△3	△3					
自己株式の消却			△972	△972				△2,414	△2,414
圧縮記帳積立金の取崩						△28		28	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△976	△976	—	△28	—	△5,919	△5,948
当期末残高	14,117	14,027	—	14,027	1,314	976	44,300	△2,711	43,879

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,608	77,340	419	419	38	77,798
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,121				△1,121
当期純損失（△）		△2,411				△2,411
自己株式の取得	△2,000	△2,000				△2,000
自己株式の処分	21	18				18
自己株式の消却	3,387	—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			277	277	—	277
事業年度中の変動額合計	1,408	△5,515	277	277	—	△5,237
当期末残高	△199	71,825	696	696	38	72,560

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
(2) その他有価証券	
市場価格のない株式等	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの	
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

売価還元法による原価法によっております。但し、物流センター在庫等は、最終仕入原価法に基づく原価法によっております。なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3～39年				
構	築	物	5～20年			
機	械	及	び	装	置	5～17年
車	両	運	搬	具	4～6年	
工具、器具及び備品	2～10年					

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合には、前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品等の販売によるものであり、これら商品等の販売は、顧客に商品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品等の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、当社はカスタマー・ロイヤリティ・プログラムを提供しており、会員に対して販売時にポイントを付与し、付与したポイントは1ポイント1円で換金できるサービスの提供を行っております。付与したポイントから将来の失効見込みのポイントを差し引いた金額を売上高より控除した金額で収益を認識しております。

(2) 自社商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段………金利スワップ取引

ヘッジ対象………借入金の利息

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引は借入金に係る金利の変動リスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額（百万円）	減損損失計上額（百万円）
有形固定資産及び無形固定資産等	82,926	3,918

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位（資産グループ）とする基本とし、営業や物流の相互補完関係も考慮して資産グループを決定しております。また、遊休資産、賃貸資産は物件単位で資産グループとしております。

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる場合や使用方法について回収可能額を著しく低下させる変化（閉店や売却の意思決定等）があった場合に当該資産グループに減損の兆候があると判断いたします。

減損の兆候がある場合、資産グループの継続的使用と使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー合計を見積り、当該資産グループの固定資産帳簿価額と比較し、減損損失の認識の要否を決定いたします。減損損失の認識が必要となった場合、固定資産帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績及び現在の進捗等を踏まえた将来の売上推移の予測を主要な仮定としております。

主要な仮定は出店地域ごとの経営環境の変化によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。

そのため、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、新たに減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,157百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の利益計画に基づく課税所得の見積りにより、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経営環境に著しい変化が生じるなどにより将来の課税所得の見積額が変動した場合には繰延税金資産が減額され、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

II 貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額	119,486百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金 (定期預金)	3百万円
建 物	76百万円
(2) 担保に係る債務	
預 り 保 証 金	20百万円
3. 関係会社に対する債権・債務	
短期金銭債権	887百万円
短期金銭債務	1,024百万円
長期金銭債権	0百万円
長期金銭債務	384百万円
4. 保証債務	
仕入債務等に対する保証	29百万円

III 損益計算書関係

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売 上 高	0百万円
仕 入 高	5,161百万円
その他の営業取引高	690百万円
営業取引以外の取引高	113百万円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用	途	種類	場所	金額 (百万円)
店舗	建物、構築物、土地、借地権等		和歌山県	2,117
	建物、構築物、借地権等		岐阜県	589
	建物、構築物、借地権等		大阪府	522
	建物、構築物、借地権等		愛知県	409
	建物、構築物等		奈良県	177
	建物、構築物、借地権等		三重県	98
	建物等		静岡県	4

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗を基本単位とし、遊休資産、賃貸資産については、物件単位毎にグルーピングしております。

店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉鎖決定を行った資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、売却予定資産については、帳簿価額を売却見込価額まで減額し、当該減少額（3,918百万円）を減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、次のとおりであります。

建物	2,125百万円
構築物	269百万円
土地	923百万円
借地権	382百万円
工具、器具及び備品	86百万円
その他	131百万円
計	3,918百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額又は路線価及び固定資産税評価額を合理的に調整した価額により算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

IV 株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類及び株式

普通株式

194,237株

V 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	67百万円
未払賞与	331百万円
未払社会保険料	100百万円
契約負債	360百万円
関係会社株式評価損	323百万円
資産除去債務	979百万円
減損損失	3,033百万円
貸倒引当金	69百万円
その他	255百万円
繰延税金資産小計	5,521百万円
評価性引当額	△1,544百万円
繰延税金資産合計	3,977百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△288百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△323百万円
固定資産圧縮積立金	△427百万円
前払年金費用	△761百万円
その他	△19百万円
繰延税金負債合計	△1,820百万円
繰延税金資産の純額	2,157百万円

VI 関連当事者との取引関係

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	(株)大安商事(注1) (株)パーティハ(注3)	和歌山県和歌山市	10 50	損害保険代理店業 衣料品販売	(被所有)直接1.2 —	損害保険契約 役員の兼任 不動産賃貸契約等	保険料の支払(注2) 店舗の賃貸等(注4) 物流の配達費(注5) システム使用料(注5)	144 33 46 18	— 未収入金 未収入金 未収入金	— 1 0 3 1
Bermuda Assetment(株)(注6)	和歌山県和歌山市	5	不動産の賃貸・管理	(被所有)直接3.7	役員の兼任 不動産賃借契約	店舗の賃借(注7)	店舗の賃借	50	差入保証金	35

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社取締役大桑壱嗣、大桑祥嗣、大桑啓嗣及び大桑俊男のそれぞれの近親者が議決権の100%を直接所有しております。
- (注2) 一般的取引条件を参考に契約により決定しております。
- (注3) 当社取締役大桑俊男及びその近親者が議決権の99.5%を直接所有しております。
- (注4) 店舗の賃貸等については、近隣の取引実勢を勘案の上決定しております。なお、賃料は3年毎に改定を行っております。
- (注5) 物流の配達費、システム使用料等については、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。
- (注6) 当社取締役大桑祥嗣及びその近親者が議決権の100%を直接所有しております。
- (注7) 店舗の賃借については、近隣の取引実勢を勘案の上決定しております。なお、賃料は3年毎に改定を行っております。

VII 収益認識関係

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「I 重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

VIII 1株当たり情報関係

1. 1株当たり純資産額	1,737円35銭
2. 1株当たり当期純損失	56円60銭

IX 重要な後発事象関係

(自己株式の取得)

当社は、2025年3月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本政策の一環として自己株式の取得を行い、株主価値の向上を目指すため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,400,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.35%)
(3) 株式の取得価額の総額	10億円（上限）
(4) 取得期間	2025年4月2日から2026年4月1日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

連結貸借対照表 (2025年2月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	30,364
現金及び預金	11,524
受取手形及び売掛金	6,727
商品及び製品	10,631
その他	1,486
貸倒引当金	△4
固定資産	98,265
有形固定資産	79,508
建物及び構築物	44,555
機械装置及び運搬具	1,301
工具、器具及び備品	3,581
土地	28,657
リース資産	438
建設仮勘定	974
無形固定資産	3,703
借地権	2,212
ソフトウェア	1,237
その他	253
投資その他の資産	15,053
投資有価証券	2,766
差入保証金	5,876
繰延税金資産	1,699
退職給付に係る資産	4,055
その他	667
貸倒引当金	△12
資産合計	128,629

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	35,197
買掛金	13,280
短期借入金	4,850
1年内返済予定の長期借入金	3,622
リース債務	198
未払法人税等	285
未払消費税等	409
返金負債	1,330
契約負債	1,960
その他	9,259
固定負債	18,903
長期借入金	12,992
リース債務	243
退職給付に係る負債	32
預り保証金	2,320
資産除去債務	3,283
その他	32
負債合計	54,101
純資産の部	
株主資本	72,400
資本金	14,117
資本剰余金	14,027
利益剰余金	44,454
自己株式	△199
その他の包括利益累計額	1,786
その他有価証券評価差額金	705
退職給付に係る調整累計額	1,081
新株予約権	38
非支配株主持分	302
純資産合計	74,527
負債純資産合計	128,629

連結損益計算書 (2024年2月21日から2025年2月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
[営業収益]	
売上高	237,528
売上原価	172,139
売上総利益	65,388
営業収入	
不動産賃貸収入	3,949
その他の営業収入	8,673
営業総利益	78,011
販売費及び一般管理費	76,683
営業利益	1,328
営業外収益	
受取利息及び配当金	91
リサイクル材売却収入	52
その他	138
	281
営業外費用	
支払利息	113
持分法による投資損失	25
その他	28
経常利益	1,442
特別利益	
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	68
その他	7
	76
特別損失	
固定資産売却損	5
固定資産除却損	46
減損損失	3,918
賃貸借契約解約損	52
その他	23
税金等調整前当期純損失	4,046
法人税、住民税及び事業税	349
法人税等調整額	△510
	△161
当期純損失	2,366
非支配株主に帰属する当期純利益	15
親会社株主に帰属する当期純損失	2,381

(注) []の営業収益は、売上高と営業収入の合計額であります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年2月21日から2025年2月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,117	15,003	50,372	△1,608	77,885
<u>連結会計年度中の変動額</u>					
剩余金の配当			△1,121		△1,121
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△2,381		△2,381
自己株式の取得				△2,000	△2,000
自己株式の処分		△3		21	18
自己株式の消却		△972	△2,414	3,387	—
<u>株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)</u>					
連結会計年度中の変動額合計	—	△976	△5,917	1,408	△5,485
当期末残高	14,117	14,027	44,454	△199	72,400

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	426	40	467	38	289	78,679
<u>連結会計年度中の変動額</u>						
剩余金の配当						△1,121
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△2,381
自己株式の取得						△2,000
自己株式の処分						18
自己株式の消却						—
<u>株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)</u>						
連結会計年度中の変動額合計	278	1,041	1,319	—	13	1,332
当期末残高	705	1,081	1,786	38	302	74,527

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	(株)オークフーズ、(株)リテールバックオフィスサポート、(株)サンライズ

(2) 非連結子会社の数	2社
主要な非連結子会社の名称	(有)マミー

(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数	1社
持分法を適用した非連結子会社の名称	(有)マミー

(2) 持分法を適用した関連会社の数	1社
持分法を適用した関連会社の名称	(株)オー・エンターテイメント

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の数	1社
持分法を適用しない非連結子会社の名称 (持分法を適用しない理由)	和歌山大同青果(株)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定）
---------------------	--

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

売価還元法による原価法によっております。但し、物流センター在庫等は、最終仕入原価法に基づく原価法によっております。なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～39年

機械装置及び運搬具 4～17年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品等の販売によるものであり、これら商品等の販売は、顧客に商品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品等の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものにつ

いては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、当社グループはカスタマー・ロイヤリティ・プログラムを提供しており、会員に対して販売時にポイントを付与し、付与したポイントは1ポイント1円で換金できるサービスの提供を行っております。付与したポイントから将来の失効見込みのポイントを差し引いた金額を売上高より控除した金額で収益を認識しております。

② 自社商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) 重要なヘッジ会計の処理方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段………金利スワップ取引

ヘッジ対象………借入金の利息

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引は借入金に係る金利の変動リスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	減損損失計上額 (百万円)
有形固定資産及び無形固定資産等	83,545	3,918

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位（資産グループ）とすることを基本とし、営業や物流の相互補完関係も考慮して資産グループを決定しております。また、遊休資産、賃貸資産は物件単位で資産グループとしております。

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる場合や使用方法について回収可能額を著しく低下させる変化（閉店や売却の意思決定等）があった場合に当該資産グループに減損の兆候があると判断いたします。

減損の兆候がある場合、資産グループの継続的使用と使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー合計を見積り、当該資産グループの固定資産帳簿価額と比較し、減損損失の認識の要否を決定いたします。減損損失の認識が必要となった場合、固定資産帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績及び現在の進捗等を踏まえた将来の売上推移の予測を主要な仮定としております。

主要な仮定は出店地域ごとの経営環境の変化によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。

そのため、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、新たに減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,699百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の利益計画に基づく課税所得の見積りにより、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産

の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経営環境に著しい変化が生じるなどにより将来の課税所得の見積額が変動した場合には繰延税金資産が減額され、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

II 連結貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額	121,113百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金 (定期預金)	3百万円
建物 及び 構築物	76百万円
(2) 担保に係る債務	
預り保証金	20百万円
3. 保証債務	
仕入債務等に関する保証	5百万円

III 連結損益計算書関係

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用	途	種類	場所	金額 (百万円)
店舗	建物及び構築物、土地、借地権等	建物及び構築物、土地、借地権等	和歌山県	2,117
		建物及び構築物、借地権等	岐阜県	589
		建物及び構築物、借地権等	大阪府	522
		建物及び構築物、借地権等	愛知県	409
		建物及び構築物等	奈良県	177
		建物及び構築物、借地権等	三重県	98
		建物及び構築物等	静岡県	4

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗を基本単位とし、遊休資産、賃貸資産については、物件単位毎にグルーピングしております。

店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉鎖決定を行った資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、売却予定資産については、帳簿価額を売却見込価額まで減額し、当該減少額（3,918百万円）を減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2,394百万円
土地	923百万円
借地権	382百万円
工具、器具及び備品	86百万円
その他	131百万円
計	3,918百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額又は路線価及び固定資産税評価額を合理的に調整した価額により算定しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

IV 連結株主資本等変動計算書関係

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	45,237,297	—	3,300,000	41,937,297

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 36,800株

(注) 当連結会計年度末日において、権利行使期間の初日は到来しておりますが、他の権利行使条件を満たしておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 定時株主総会	普通株式	570	13.00	2024年2月20日	2024年5月16日
2024年10月1日 取締役会	普通株式	550	13.00	2024年8月20日	2024年10月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年5月13日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当を次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	542	13.00	2025年2月20日	2025年5月14日

V 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、店舗の新規出店及び改裝等に必要な資金を設備投資計画に照らして、自己資金、金融機関からの借入及びリースにより調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、主にクレジット会社に対するものであり、一般顧客に対するものとともに信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に土地、建物の賃借に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金に係るものであり、一部は金利の変動リスクに晒されております。

長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係るものであり、一部の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

預り保証金は、土地、建物の賃貸に伴い預託されたものであります。

デリバティブ取引は、長期借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金、差入保証金については、取引先ごとの期日管理及び残高管理により回収懸念債権の発生の早期把握を行い、所轄部署において速やかな対応を行うことでリスク低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引

先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、デリバティブ取引を利用して、金利の変動リスクをヘッジしております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は「その他有価証券」には含めておりません（（注）参照）。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
（1）投資有価証券			
その他有価証券	2,420	2,420	—
（2）差入保証金	5,876	4,900	△975
資産計	8,296	7,321	△975
（3）長期借入金（※）	16,614	16,372	△241
（4）リース債務（※）	442	432	△9
（5）預り保証金	2,320	1,830	△489
負債計	19,376	18,635	△741
デリバティブ取引	—	—	—

※ 流動負債を含んでおります。

（注）市場価格のない株式等の連結貸借対照表の金額

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	58
関係会社株式	288

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,420	—	—	2,420

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	4,900	—	4,900
長期借入金	—	16,372	—	16,372
リース債務	—	432	—	432
預り保証金	—	1,830	—	1,830

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入及びリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。なお、変動金利による借入の時価については、短期間に市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、いずれもレベル2の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされる長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

VI 収益認識関係

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (百万円)
スーパーマーケット事業	
商品の販売（売上高）	236,207
その他（営業収入）	8,673
その他	
外食事業（売上高）	1,320
顧客との契約から生じる収益	246,201
スーパーマーケット事業	
その他の収益	3,949
外部顧客への営業収益	250,150

(注) 1. その他（営業収入）の主なものは、物流センター等利用手数料収入であります。

2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4. 会計方針に関する事項

(4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価額

当社グループに予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

VII 1株当たり情報関係

1. 1株当たり純資産額	1,777円23銭
2. 1株当たり当期純損失	55円89銭

VIII 重要な後発事象関係

(自己株式の取得)

当社は、2025年3月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本政策の一環として自己株式の取得を行い、株主価値の向上を目指すため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,400,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.35%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 10億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2025年4月2日から2026年4月1日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月7日

株式会社 オークワ
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 茂 樹
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 川 越 宗 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オークワの2024年2月21日から2025年2月20日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月7日

株式会社 オークワ
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 茂 樹
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 川 越 宗 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オークワの2024年2月21日から2025年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オークワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年2月21日から2025年2月20日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方法、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月8日

株式会社オーワーク
監査等委員会

取締役 常勤監査等委員 池崎好彦㊞

社外取締役 監査等委員 岡本一郎㊞

社外取締役 監査等委員 栗生建次㊞

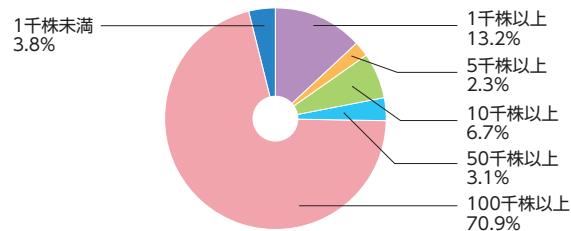
社外取締役 監査等委員 八島妙子㊞

以上

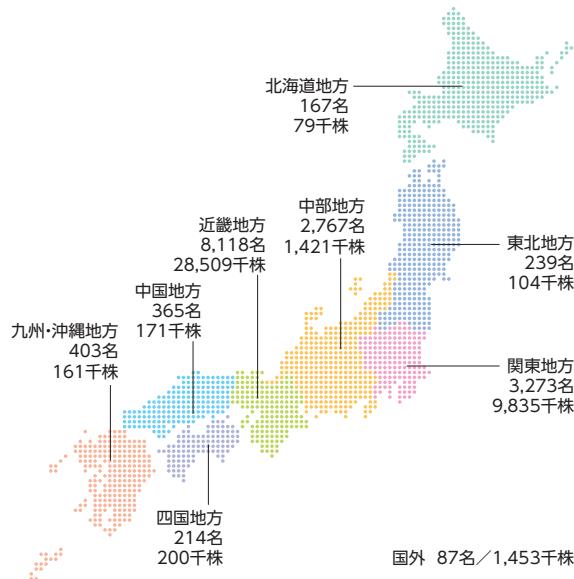
株主分布状況

2025年2月20日現在

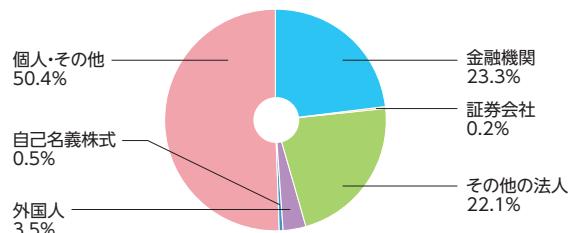
所有株式数別



地方別



所有者別



株主優待のご案内

当社は、毎年2月20日現在の株主名簿に記載のある100株以上の株式を所有されている株主様を対象に株主優待制度を実施しております。



ご所有株式数	贈呈額 (オーカワ商品券)	発送時期
100株～999株	500円分	毎年5月
1,000株～1,999株	3,000円分	
2,000株以上	5,000円分	

※商品券は、オーカワ・オーカワグループ各店で共通してご利用いただけます。
※当社出店エリア(和歌山県・奈良県・大阪府・三重県・愛知県・岐阜県)以外にご在住の株主様には、ギフト券をお届けさせていただきます。

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社オーカワ教育研修センター 4階大ホール

和歌山市中島184番地の3

TEL 073-425-2481

会場住所をカーナビゲーションに入力されると別の所在地を指し示す場合がございます。
その場合、「オーカワ本社」でご検索いただけますようお願い申しあげます。

交通機関

○ JR紀勢本線

「宮前駅」から徒歩で約15分

「和歌山駅」中央口から

バスで約10分（北中島バス停下車）



- 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたします。
- 車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております(受付からご案内申しあげます)。

株式会社 **オーカワ**

<https://www.okuwa.net/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。